

（ 相 談 者 用 ）

大牟田市建築物における駐車施設の付置等に関する条例
運用の手引き

令和2年10月改定版

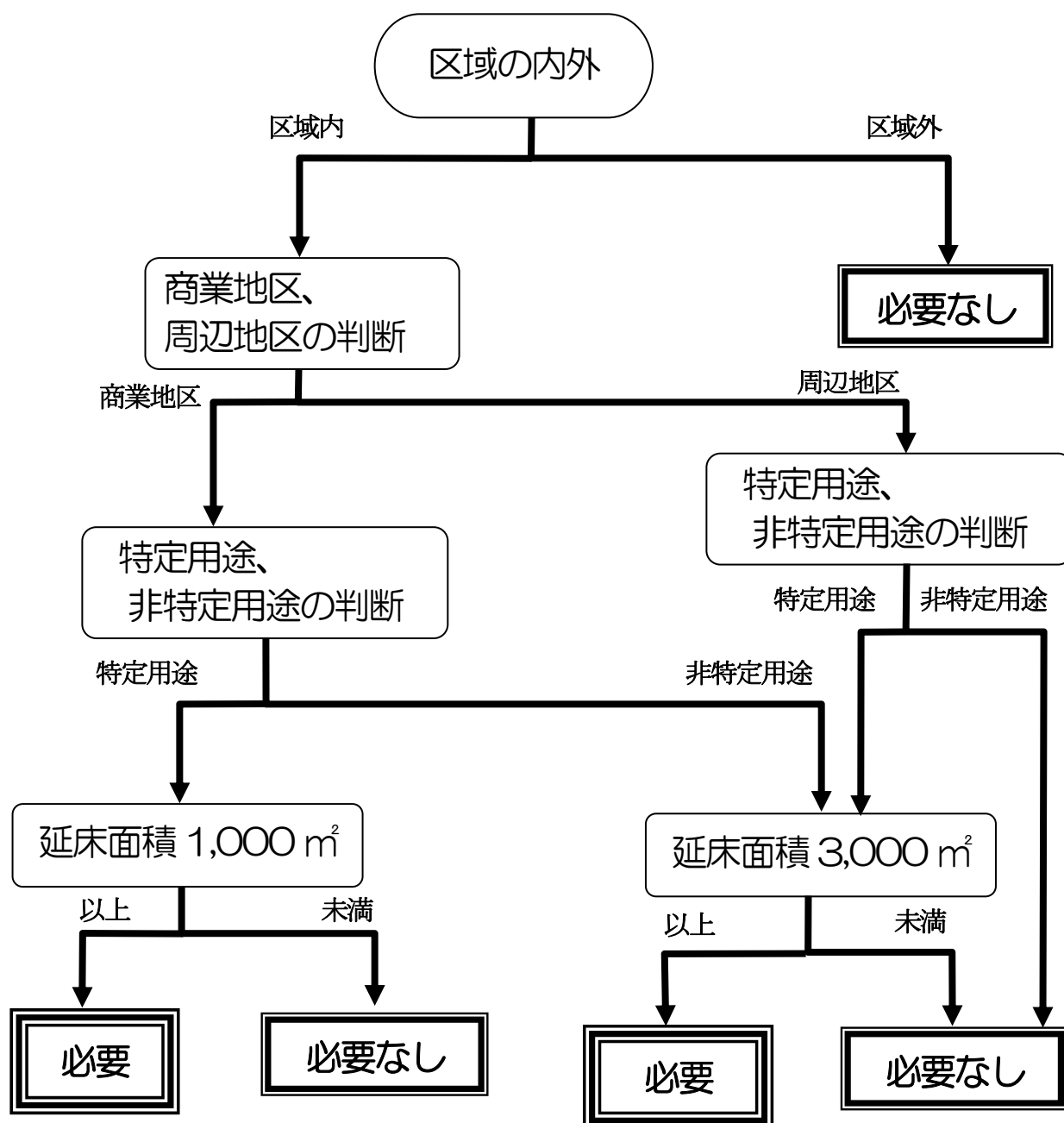
大牟田市都市整備部都市計画・公園課

目 次

○大牟田市建築物における駐車施設の付置等に関する条例の適用判断フロー	2
○大牟田市建築物における駐車施設の付置等に関する条例に基づく付置義務台数算定方法	3
1. 対 象 地 区 (図面参照)	3
2. 付置すべき台数の算定基準	4
3. 付置義務駐車施設の規模の算定例	5
○条例等.....	8
大牟田市建築物における駐車施設の付置等に関する条例	8
大牟田市建築物における駐車施設の付置等に関する条例施行規則	12
○提出書類.....	14
○参 考.....	15
駐車場法施行例抜粋	15
条例による付置台数の早見表	16
付置義務台数計算書	18

大牟田市建築物における駐車施設の付置等に関する 条例の適用判断フロー

●フロー図



特定用途

劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊戯場、ボーリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫及び工場

非特定用途

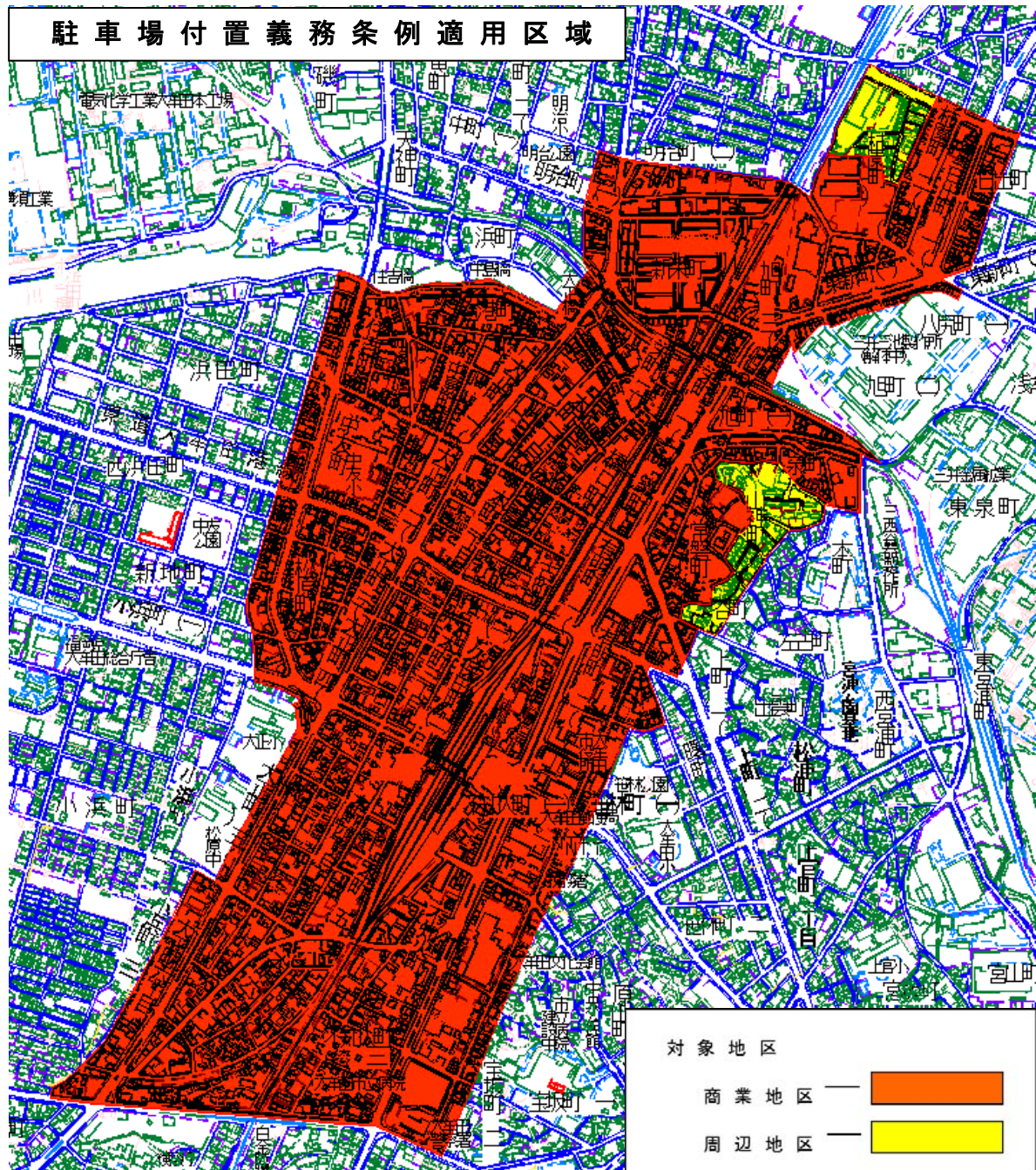
学校、集合住宅 等

※条例第4条ただし書の規定により駐車施設の付置を要しない建築物

- ・学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
- ・児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設

○大牟田市建築物における駐車施設の付置等に関する条例に基づく付置義務台数算定方法

1. 対象地区 (図面参照)



条例第3条第1号商業地区	条例第3条第1号周辺地区
日出町一丁目、旭町1丁目、旭町3丁目、栄町1丁目、栄町2丁目、新栄町、泉町、常磐町、築町、橋口町、本町1丁目、本町2丁目、本町3丁目、本町4丁目、本町5丁目、本町6丁目、大正町1丁目、大正町2丁目、大正町3丁目、大正町6丁目、不知火町2丁目、不知火町3丁目、有明町1丁目、有明町2丁目、古町、久保田町1丁目、久保田町2丁目、港町、中島町、住吉町、中友町 の全部 柿園町1丁目、柿園町2丁目、。日出町2丁目、東新町1丁目、東新町2丁目、旭町2丁目、山上町、大正町4丁目、大正町5丁目、千代町、白金町、正山町、浄真町、不知火町1丁目、宝坂町1丁目、宝坂町2丁目、曙町、上町1丁目、明治町1丁目、明治町2丁目、浜町、浜田町、西浜田町、新地町、松原町 の各町の一部	柿園町1丁目、柿園町2丁目、山上町、谷町 の各町の一部

2. 付置すべき台数の算定基準

(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)
商業地区	(単一用途の場合) ・特定部分の床面積 ・非特定部分の床面積に 3 分の 1 を乗じて得た面積 (混合用途の場合) 特定部分の床面積と非特定部分の床面積に 3 分の 1 を乗じて得たものとの合計	1,000 m ² 以上	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	200 m ² に 1 台
			特定部分 事務所の用途に供する部分	200 m ² に 1 台
			特定用途(百貨店その他の店舗及び事務所を除く。)に供する部分	250 m ² に 1 台
			非特定部分	450 m ² に 1 台
周辺地区	特定部分の床面積	3,000 m ² 以上	特定部分	250 m ² に 1 台
(カ)				
商業地域における補正率算定式 $1 - \frac{1,000 \text{ m}^2 (6,000 \text{ m}^2 - \text{延べ面積})}{6,000 \text{ m}^2 \times (\text{イ}) \text{ 欄に掲げる面積} - 1,000 \text{ m}^2 \times \text{延べ面積}}$				
周辺地区における補正率算定式 $1 - \frac{6,000 \text{ m}^2 - \text{延べ面積}}{\text{延べ面積}}$				

備考

- (イ) 欄に規定する部分及び(エ) 欄に掲げる部分は、駐車施設の用途(駐車・駐輪場)に供する部分を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分を含む。
- (カ) 欄に規定する延べ面積は、駐車施設の用途に供する部分(駐車・駐輪場)の面積を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分の面積を含む。

<補正率の適用>

(カ) 欄に規定する延べ面積が 6,000 m²未満の建築物においては、(カ) 欄に掲げる式により算出した数値を(ア)～(オ)により算定した合計に乗じて付置すべき台数を求める。

3. 付置義務駐車施設の規模の算定例

○特に指定のない場合は、新築の建築物であつて、当該条例に該当する商業地域内に立地しているものとする。

<算定例－1>飲食店舗（特定用途）1,500㎡

① 付置義務の有無 1,500㎡ > 1,000㎡ ゆえに付置義務あり

② 付置義務駐車施設の規模

延床面積 1,500㎡ < 6,000㎡ ゆえに補正率を適用する。

$$\frac{1,500\text{㎡}}{200\text{㎡}} = 7.5$$

$$7.5 \times \left(1 - \frac{1,000\text{㎡} \times (6,000\text{㎡} - 1,500\text{㎡})}{6,000\text{㎡} \times 1,500\text{㎡} - 1,000\text{㎡} \times 1,500\text{㎡}}\right) = 7.5 \times 0.4 = 3.0 \rightarrow 3\text{台}$$

<算定例－2>ホテル（特定用途）7,500㎡

① 付置義務の有無 7,500㎡ > 1,000㎡ ゆえに付置義務あり

② 付置義務駐車施設の規模

延床面積 7,500㎡ > 6,000㎡ ゆえに補正率は適用しない。

$$\frac{7,500\text{㎡}}{250\text{㎡}} = 30.0 \rightarrow 30\text{台}$$

<算定例－3>マンション（非特定用途）3,500㎡

① 付置義務の有無 3,500㎡ × 1/3 =

1,166㎡ > 1,000㎡ ゆえに付置義務あり

② 付置義務駐車施設の規模

延床面積 3,500㎡ < 6,000㎡ ゆえに補正率を適用する。

$$\frac{3,500\text{㎡}}{450\text{㎡}} = 7.7$$

$$7.7 \times \left(1 - \frac{1,000\text{㎡} \times (6,000\text{㎡} - 3,500\text{㎡})}{6,000\text{㎡} \times 1,166\text{㎡} - 1,000\text{㎡} \times 3,500\text{㎡}}\right) = 7.7 \times 0.28 = 2.1 \rightarrow 3\text{台}$$

<算定例－４>店舗（特定用途）８００㎡、住宅（非特定用途）２，０００㎡

① 付置義務の有無

$$\begin{aligned} & \text{特定部分の面積} + \text{非特定部分の面積} \times 1/3 = 800 \text{ m}^2 + 2,000 \text{ m}^2 \times 1/3 \\ & = 1,466 \text{ m}^2 > 1,000 \text{ m}^2 \quad \text{ゆえに付置義務あり} \end{aligned}$$

② 付置義務駐車施設の規模

延床面積 ２，８００㎡ < ６，０００㎡ ゆえに補正率を適用する。

$$\frac{800 \text{ m}^2}{200 \text{ m}^2} + \frac{2,000 \text{ m}^2}{450 \text{ m}^2} = 8.4$$

$$8.4 \times \left(1 - \frac{1,000 \text{ m}^2 \times (6,000 \text{ m}^2 - 2,800 \text{ m}^2)}{6,000 \text{ m}^2 \times 1,466 \text{ m}^2 - 1,000 \text{ m}^2 \times 2,800 \text{ m}^2} \right) = 8.4 \times 0.46 = 3.8 \rightarrow 4 \text{ 台}$$

<算定例－５>事務所（特定用途）６０，０００㎡、大規模通減

① 付置義務の有無 ６０，０００㎡ > １，０００㎡ ゆえに付置義務あり

② 事務所部分の床面積

事務所部分の実際の床面積 ６０，０００㎡ > １０，０００㎡

ゆえに、大規模な事務所の駐車施設にかかる特例を適用

１０，０００㎡を超え５０，０００㎡までの事務所部分の床面積 = ４０，０００㎡

５０，０００㎡を超え１００，０００㎡までの事務所部分の床面積 = １０，０００㎡

$$\begin{aligned} & \text{よって、} 10,000 \text{ m}^2 + 40,000 \text{ m}^2 \times 0.7 + 10,000 \text{ m}^2 \times 0.6 \\ & = 44,000 \text{ m}^2 \end{aligned}$$

③ 付置義務駐車施設の規模

$$\frac{44,000 \text{ m}^2}{200 \text{ m}^2} = 220 \rightarrow 220 \text{ 台}$$

<算定例－６>周辺地域に立地する店舗（特定用途）４，０００㎡、
住宅（非特定用途）６，０００㎡の混合用途のビル

① 付置義務の有無

特定用途部分の床面積 ４，０００㎡ > ３，０００㎡ ゆえに付置義務あり

② 付置義務駐車施設の規模

$$\frac{4,000 \text{ m}^2}{250 \text{ m}^2} = 16 \rightarrow 16 \text{ 台}$$

<算定例－７>事務所（特定用途）２，０００㎡、住宅（非特定用途）２，０００㎡の混合用途のビルを全て事務所に用途変更する場合。（増築の場合も同様）

① 用途変更前の付置義務駐車施設の規模

$$2,000\text{㎡} + 2,000\text{㎡} \times 1/3 = 2,667\text{㎡} > 1,000\text{㎡}$$

ゆえに付置義務あり

延べ面積 ４，０００㎡ < ６，０００㎡ゆえに補正率を適用する

$$\text{事務所部分} \quad \frac{2,000\text{㎡}}{200\text{㎡}} = 10.0$$

$$\text{住宅部分} \quad \frac{2,000\text{㎡}}{450\text{㎡}} = 4.4$$

全体では、 $10.0 + 4.4 = 14.4$

$$14.4 \times \left(1 - \frac{1,000\text{㎡} \times (6,000\text{㎡} - 4,000\text{㎡})}{6,000\text{㎡} \times 2,667\text{㎡} - 1,000\text{㎡} \times 4,000\text{㎡}}\right) = 14.4 \times 0.83 = 11.9 \rightarrow 12\text{台}$$

② 用途変更後の付置義務駐車施設の規模

$$\frac{4,000\text{㎡}}{200\text{㎡}} \times \left(1 - \frac{1,000\text{㎡} \times (6,000\text{㎡} - 4,000\text{㎡})}{6,000\text{㎡} \times 4,000\text{㎡} - 1,000\text{㎡} \times 4,000\text{㎡}}\right) = 20 \times 0.90 = 18.0 \rightarrow 18\text{台}$$

③ 用途変更にかかる付置義務駐車施設の規模

$$\text{②} - \text{①} = 18\text{台} - 12\text{台} = 6\text{台}$$

用途変更前に①の規模の駐車施設が付置されていなかった場合にも、用途変更に当たっては、

②－①の規模の駐車施設を設ければよい。

ただし、用途変更前にすでに付置すべき台数以上を確保していた場合には、用途変更後の付置すべき台数から現に設置している駐車施設の規模を減じた規模を付置しなければならない。

<算定例－８>商業地区に属する敷地面積（６０％）、適用地域外敷地面積（４０％）内の店舗６，０００㎡の場合。

①付置義務の有無

- ・商業地区内の過半に敷地面積が属している。
- ・ $6,000\text{㎡} > 1,000\text{㎡}$ ゆえに付置義務あり

②付置義務駐車施設の規模

$$\frac{6,000\text{㎡}}{200\text{㎡}} = 30.0 \rightarrow 30\text{台}$$

○条例等

大牟田市建築物における駐車施設の付置等に関する条例

平成3年3月28日
条例第20号

改正 平成8年12月24日条例第20号
令和2年6月24日条例第13号

(目的)

第1条 この条例は、駐車場法(昭和32年法律第106号。以下「法」という。)第20条から第20条の3までの規定に基づき、建築物における駐車施設の付置及び管理等について必要な事項を定めることにより、道路交通の円滑化を図り、もって市民の利便に資するとともに、都市機能の維持及び増進に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (2) 駐車施設 法第20条第1項に規定する駐車施設をいう。
- (3) 自動車 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号の自動車のうち、自動二輪車(側車付きのものを除く。)以外のものをいう。
- (4) 特定用途 法第20条第1項に規定する特定用途をいう。
- (5) 非特定用途 特定用途以外の用途をいう。
- (6) 特定部分 法第20条第1項に規定する特定部分をいう。
- (7) 非特定部分 特定部分以外の部分をいう。

(適用地区)

第3条 この条例は、次に掲げる地区に適用する。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に定める商業地域の一部で市長が規則で定める地区(以下「商業地区」という。)
- (2) 商業地区の周辺の地域で市長が規則で定める地区(以下「周辺地区」という。)

(建築物の新築の場合の駐車施設の付置)

第4条 別表の(ア)欄に掲げる地区内において、同表の(イ)欄に掲げる面積が同表の(ウ)欄に掲げる面積を超える建築物を新築しようとする者は、同表の(エ)欄に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ同表の(オ)欄に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値(同表の(カ)欄に規定する延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に同表の(カ)欄に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、その端数は、切り上げるものとする。)の台数以上の規模を有する駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に付置しなければならない。ただし、商業地区内において、非特定用途に供する建築物で、市長が特に必要がないと認めたものについては、この限りでない。

(大規模な事務所の駐車施設に係る特例)

第5条 前条の規定にかかわらず、床面積が1万平方メートルを超える事務所の用途に供する部分を有する建築物にあっては、当該事務所の用途に供する部分の床面積のうち、1万平方メートルを超え5万平方メートルまでの部分の床面積に0.7を、5万平方メートルを超え10万平方メートルまでの部分の床面積に0.6を、10万平方メートルを超える部分の床面積に0.5をそれぞれ乗じて得たものの合計に1万平方メートルを加えた面積を当該用途に供する部分の床面積とみなして、同条の規定を適用する。

(建築物の増築又は用途変更の場合の駐車施設の付置)

第6条 建築物を増築しようとする者又は建築物の部分の用途の変更で、当該用途の変更により特定部分が增加することとなるもののために法第20条の2に規定する大規模の修繕又は大規模の模様替をしようとする者(以下この条において「増築等をしようとする者」という。)は、当該増築又は用途の変更後の建築物を新築する

とした場合において前2条の規定により付置しなければならない駐車施設の規模(以下この条において「増築等後の規模」という。)から、当該増築又は用途の変更前の建築物を新築するとした場合においてこれらの規定により付置しなければならない駐車施設の規模(以下この条において「増築等前の規模」という。)を減じた規模の駐車施設を、当該増築又は用途の変更に係る建築物又は当該建築物の敷地内に付置しなければならない。ただし、増築等をしようとする者が当該増築又は用途の変更前の建築物又は当該建築物の敷地内に既に増築等前の規模を超えて駐車施設を設置している場合においては、増築等をしようとする者が付置すべき駐車施設の規模は、増築等後の規模から現に設置している駐車施設の規模を減じた規模とする。

(建築物の敷地が地区及び地域の内外にわたる場合)

第7条 建築物の敷地が商業地区内、周辺地区内又はこれらの地区以外の地域内のいずれかの2以上の地区又は地域内にわたるときは、当該敷地の最も大きな部分に属する地区又は地域に当該建築物があるものとみなして、前3条の規定を適用する。

(駐車施設の規模)

第8条 第4条から第6条までの規定により付置しなければならない駐車施設のうち自動車の駐車のために供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅2.3メートル以上、奥行5メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものとしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第4条から第6条までの規定により付置しなければならない駐車施設の台数に、0.3を乗じて得た台数(小数点以下の端数があるときは、その端数は、切り上げるものとする。)に係る自動車の駐車のために供する部分の規模は、幅2.5メートル以上、奥行6メートル以上としなければならない。かつ、そのうち少なくとも1台分については、車いす利用者のための駐車施設として、幅3.5メートル以上、奥行6メートル以上としなければならない。

3 第4条から第6条までの規定により付置しなければならない駐車施設において特殊の装置を用いる場合は、駐車場法施行令(昭和32年政令第340号)第15条に規定する特殊の装置として国土交通大臣が認定したものと同等の安全性を有するものとし、前2項の規定は適用しない。

(駐車施設の付置場所の特例)

第9条 第4条から第6条までの規定により駐車施設を付置すべき者が、当該建築物の構造又は敷地の状態から市長がやむを得ないと認める場合において、当該建築物の敷地からおおむね200メートル以内の場所に駐車施設を設けたときは、当該建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を付置したものとみなす。

2 第4条から第6条までの規定により駐車施設を付置すべき者は、前項に規定する駐車施設を設けようとする場合は、あらかじめ、市長が規則で定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。当該市長の承認を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

(適用の除外)

第10条 建築基準法第85条に規定する仮設建築物を新築し、増築し、又は当該建築物の用途の変更をしようとする者については、この条例の規定は、適用しない。

2 この条例の施行後新たに商業地区又は周辺地区に指定された地区内において、当該地区に指定された日から起算して6月以内に建築物の新築、増築又は用途の変更の工事に着手した者については、第4条から第6条までの規定にかかわらず、当該地区の指定前の例による。

(駐車施設の付置の届出)

第10条の2 第4条から第6条までの規定により駐車施設を付置すべき者が駐車施設を付置しようとするときは、あらかじめ、市長が規則で定めるところにより、当該駐車施設の位置、規模等を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとする場合も、同様とする。

(駐車施設の管理)

第11条 第4条から第6条までの規定により設置された駐車施設(第9条第1項の規定により建築物又はその敷地内に付置したものとみなされる駐車施設を含む。)の所有者又は管理者は、当該駐車施設をその目的に適合するように管理しなければならない。

(立入検査等)

第12条 市長は、この条例を施行するため必要な限度において、建築物又は駐車施設の所有者又は管理者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員をして建築物若しくは駐車施設に立ち入り、検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(措置命令)

第13条 市長は、第4条から第6条まで、第8条、第9条又は第11条の規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて、駐車施設の付置、原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を命ずることができる。

2 前項の規定による措置の命令は措置命令書により行うものとし、措置命令書の様式は規則で定める。

(規則への委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

(罰則)

第15条 第13条第1項の規定による市長の命令に従わなかった者は、50万円以下の罰金に処する。

2 第12条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。

第16条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

付 則

1 この条例は、平成3年6月1日から施行する。

2 この条例の施行の日から起算して6月以内に建築物の新築、増築又は用途の変更の工事に着手した者については、この条例の規定は、適用しない。

付 則(平成8年12月24日条例第20号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

付 則(令和2年6月24日条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の大牟田市建築物における駐車施設の付置等に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第9条第2項の規定により市長に届出をした者に係る改正後の大牟田市建築物における駐車施設の付置等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第9条第2項、第13条第1項及び第15条第1項の規定の適用については、改正後の条例第9条第2項中「第4条から第6条までの規定により駐車施設を付置すべき者は、前項に規定する駐車施設を設け」とあるのは「大牟田市建築物における駐車施設の付置等に関する条例の一部を改正する条例(令和2年条例第13号。以下「改正条例」という。)による改正前の大牟田市建築物における駐車施設の付置等に関する条例第9条第2項の規定により市長に届出をした者は、当該届け出た事項を変更し」と、改正後の条例第13条第1項中「第9条」とあるのは「第9条(改正条例付則第2項において読み替えて適用する場合を含む。)」と、改正後の条例第15条第1項中「第13条第1項」とあるのは「第13条第1項(改正条例付則第2項において読み替えて適用する場合を含む。)」とする。

3 この条例の施行の際現に改正前の条例第4条から第6条までの規定により駐車施設を付置している者に係る改正後の条例第10条の2の規定の適用については、同条中「を付置し」とあるのは「の位置、規模等を変更し」と読み替えて適用する。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表(第4条関係)

(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)
商業地区	特定部分の床面積と非特定部分の床面積に3分の1を乗じて得たものとの合計	1,000平方メートル	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	200平方メートル	$1 - \frac{1,000 \text{ 平方メートル} \times (6,000 \text{ 平方メートル} - \text{延べ面積})}{6,000 \text{ 平方メートル} \times (\text{イ欄に掲げる面積} - 1,000 \text{ 平方メートル} \times \text{延べ面積})}$
			事務所の用途に供する部分	200平方メートル	
			特定用途(百貨店その他の店舗及び事務所を除く。)に供する部分	250平方メートル	
			非特定部分	450平方メートル	
周辺地区	特定部分の床面積	3,000平方メートル	特定部分	250平方メートル	$1 - \frac{6,000 \text{ 平方メートル}}{\text{延 べ 面 積}}$

備考

- 1 (イ)欄に規定する部分及び(エ)欄に掲げる部分は、駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分を含む。
- 2 (カ)欄に規定する延べ面積は、駐車施設の用途に供する部分の面積を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分の面積を含む。

大牟田市建築物における駐車施設の付置等に関する条例施行規則

平成3年5月24日

規則第7号

改正 平成12年11月20日規則第16号

平成28年 3月31日規則第94号

令和 2年 9月30日規則第29号

(趣旨)

第1条 この規則は、大牟田市建築物における駐車施設の付置等に関する条例（平成3年条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用地区)

第2条 条例第3条各号に規定する市長が規則で定める地区は、別表第1に掲げる地区とする。

2 前項の地区を表示する図面は、一般の縦覧に供するものとする。

(駐車施設の付置を要しない建築物)

第3条 条例第4条ただし書の規定により駐車施設の付置を要しない建築物は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設とする。

(駐車施設の規模等)

第4条 条例第8条第1項に規定する自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものとは、次の要件を満たすものをいう。

(1) 車路を設ける必要がある場合は、その幅員が5.5メートル（一方通行のものにあつては、3.5メートル）以上とすること。ただし、建築物の構造、用途及び利用形態等を勘案して市長が特に認める場合は、この限りでない。

(2) 自動車の出口及び入口は、道路交通に支障を及ぼすおそれのない構造とすること。

(3) 駐車施設の区画は、駐車のために供する部分及び車路を明確に区分すること。

(駐車施設の付置の特例)

第5条 条例第9条第1項に規定する市長がやむを得ないと認める場合とは、次の各号のいずれかに該当し、当該建築物又はその敷地内に駐車施設を付置することが困難な場合をいう。

(1) 既存の建築物の上階に増築する場合

(2) 既存の建築物の後方に増築する場合

(3) 建築物の用途変更をする場合

(4) 敷地の間口が狭小な場合

(5) その他関連法令の規制により駐車施設を付置することができない場合

(特例に関する承認の申請)

第6条 条例第9条第2項の規定により市長の承認を受けようとする者は、駐車施設設置（変更）特例承認申請書（様式第1号）2部（正副各1部）にそれぞれ別表第2に掲げる図面を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請について承認したときは、駐車施設設置（変更）特例承認書（様式第2号）を当該申請をした者に交付するものとする。

(届出書の提出)

第7条 条例第10条の2の規定による届出は、駐車施設設置（変更）届出書（様式第3号）2部（正副各1部）にそれぞれ別表第2に掲げる図面を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出を受理したときは、駐車施設設置（変更）届受理通知書（様式第4号）を当該届出をした者に交付するものとする。

(工事完了の届出)

第8条 条例第10条の2の規定による届出をした者は、駐車施設設置の工事を完了したときは、速やかに工事完了報告書（様式第5号）により市長に届け出なければならない。

(身分証明書)

第9条 条例第12条第2項に規定する身分を示す証明書は、立入検査証（様式第6号）によるものとする。

（措置命令書）

第10条 条例第13条第2項の措置命令書の様式は、様式第7号によるものとする。

付則

この規則は、平成3年6月1日から施行する。

付 則（平成12年11月20日規則第16号）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

付 則（平成28年3月31日規則第94号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（令和2年9月30日規則第29号）

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

条例第3条第1号の商業地区	日出町1丁目、旭町1丁目、旭町3丁目、栄町1丁目、栄町2丁目、新栄町、泉町、常盤町、築町、橋口町、本町1丁目、本町2丁目、本町3丁目、本町4丁目、本町5丁目、本町6丁目、大正町1丁目、大正町2丁目、大正町3丁目、大正町6丁目、不知火町2丁目、不知火町3丁目、有明町1丁目、有明町2丁目、古町、久保田町1丁目、久保田町2丁目、港町、中島町、住吉町、中友町の全部
	柿園町1丁目、柿園町2丁目、日出町2丁目、東新町1丁目、東新町2丁目、旭町2丁目、山上町、大正町4丁目、大正町5丁目、千代町、白金町、正山町、浄真町、不知火町1丁目、宝坂町1丁目、宝坂町2丁目、曙町、上町1丁目、明治町1丁目、明治町2丁目、浜町、浜田町、西浜田町、新地町、松原町の各町の一部
条例第3条第2号の周辺地区	柿園町1丁目、柿園町2丁目、山上町、谷町の各町の一部

別表第2（第6条・第7条関係）

図面の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路、目標となる地物、駐車施設の位置並びに敷地付近の交差点、バス停及び横断歩道等の位置（条例第9条第2項の規定により市長の承認を受けようとする場合にあつては、これらの事項に加え、駐車施設を設けなければならない建築物の位置及び当該建築物と駐車施設との距離）
配置図 （縮尺200分の1以上）	縮尺、方位、敷地の境界線、駐車施設の位置、駐車施設内の車路及びその幅員、敷地が接する道路及びその幅員
各階平面図 （縮尺100分の1以上）	縮尺、方位、間取り、規模、駐車施設内の車路及びその幅員並びに床面積表

提出書類

□届出（変更）の場合・・・2部ファイルとして提出

- ・駐車施設設置（変更）届出書（様式第3号）
- ・添付図書

□付置場所の特例申請の場合・・・2部提出

- ・駐車施設設置（変更）特例承認申請書（様式第1号）
- ・添付図書

【添付図書】

①付近見取図

方位、道路、目標となる地物、駐車施設の位置並びに敷地付近の交差点、バス停及び横断歩道等の位置を明示。

※特例に関する承認の申請にあつては、建築物の位置及び駐車施設との距離も明記。

②配置図（縮尺 200 分の 1 以上）

縮尺、方位、敷地の境界線、駐車施設の位置、駐車施設内の車路及びその幅員、敷地が接する道路及びその幅員を明記。

③各階平面図（縮尺 100 分の 1 以上）

縮尺、方位、間取り、規模、駐車施設内の車路及びその幅員並びに床面積表を明記

④付置義務台数計算書（手引き P19）

⑤機械式駐車施設に係る国土交通大臣の認定書の写し（※該当する場合のみ）

機械式駐車施設を付置義務条例該当施設として取扱う場合に必要となります。

※注意事項

- ・求積表など数値の根拠が判断できる図面を添付してください。
- ・付置義務条例に該当する駐車場が判断できるよう、配置図に明記してください。

□工事完了の場合・・・1部提出

- ・工事完了報告書（様式第5号）
- ・駐車施設の工事完了写真（寸法が分かるように撮影すること。）

【駐車場を機械式駐車施設で設置する場合の取扱いについて】

「駐車場法施行規則の一部を改正する省令」（H27.1.1 施行。以下「本改正省令」）により、駐車場法施行令第15条に基づく大臣認定制度の下で、機械式駐車装置の構造・設備と併せて安全機能についても基準が定められ、大臣認定の要件として追加されました。（本改正省令第4条）

それを踏まえ、「大牟田市建築物における駐車施設の付置等に関する条例」に基づく駐車場を機械式駐車施設で設置する場合は、以下の取扱いとします。

◆機械式駐車施設の大臣認定の認定日等について

平成28年7月1日以降の機械式駐車施設の設置については、平成27年1月1日（本改正省令施行日）以降に大臣認定を受けたもので、かつ、当該認定書に記載されている有効期限内であることを確認して設置してください。

○参 考

＜自動車の出口及び入り口＞ 施行令抜粋

○以下に該当する部分には、出入口を設けてはならない

- ・ 道路交通法第44条に掲げる道路の部分
- ・ 横断歩道橋の昇降口から5m以内の道路の部分
- ・ 小学校、幼稚園、保育園、児童公園等の出入口から20m以内の道路の部分
- ・ 陸橋の下、橋、トンネル、道路幅員6m未満、縦断勾配10%以上の道路

○全面道路が2以上ある場合、自動車交通に支障を及ぼす恐れのない道路に設ける

○駐車のに供する面積が6,000㎡以上の場合、出入口を10m以上分離する

○自転車の回転を容易にするため、必要がある時は切取線1.5m以上のすみ切りを設ける

○出口の視距が確保されるよう配慮すること

＜車 路＞

○5.5m以上を確保すること（一方通行の場合は3.5m以上）

○建築物の場合は、さらに次のことを守ること

- ・ はり下の高さは2.3m以上
- ・ 屈曲部は半径5.0m以上で回転できる構造とする
- ・ 縦断勾配は、17%を超えないこととし、滑りにくい構造とする

＜駐車部分の高さ＞

はり下の高さは2.1m以上とする

＜避難階段＞

直接地上へ通ずる出入口のある階以外の階に駐車施設を設ける場合は、避難階段又はこれに代わる設備を設ける

＜防火区画＞

給油所その他火災の危険のある施設を付置する場合は、耐火構造の壁又は甲種防火戸によって区画する

＜換気装置＞

駐車場内部の空気を直接外気と交換する能力を有する換気装置を設ける

＜照明装置＞

○自動車の車路の路面 10ルクス以上

○自動車の駐車部分の床面 2ルクス以上

＜警報装置＞

自動車の出入口及び道路交通の安全を確保するために必要な警報装置を設ける

条 例 に よ る 付 置 台 数 の 早 見 表 （ 商 業 地 区 ）

延床面積 (㎡)	特定用途(100%) 付置台数		非特定用途 (100%) 付置台数	延床面積 (㎡)	特定用途(100%) 付置台数		非特定用途 (100%) 付置台数	延床面積 (㎡)	特定用途(100%) 付置台数		非特定用途 (100%) 付置台数
	①百貨店その他の 店舗の用途に供する 部分 ②事務所の用途に 供する部分	③特定用途①百貨 店その他の店舗及 び②事務所を除く。） に供する部分			①百貨店その他の 店舗の用途に供する 部分 ②事務所の用途に 供する部分	③特定用途①百貨 店その他の店舗及 び②事務所を除く。） に供する部分			①百貨店その他の 店舗の用途に供する 部分 ②事務所の用途に 供する部分	③特定用途①百貨 店その他の店舗及 び②事務所を除く。） に供する部分	
1, 000	0	0	—	3, 000	12	10	0	5, 000	24	20	9
1, 100	1	1	—	3, 100	13	11	1	5, 100	25	20	10
1, 200	2	1	—	3, 200	14	11	1	5, 200	26	21	10
1, 300	2	2	—	3, 300	14	12	2	5, 300	26	21	11
1, 400	3	2	—	3, 400	15	12	2	5, 400	27	22	11
1, 500	3	3	—	3, 500	15	12	3	5, 500	27	22	12
1, 600	4	3	—	3, 600	16	13	3	5, 600	28	23	12
1, 700	5	4	—	3, 700	17	13	4	5, 700	29	23	12
1, 800	5	4	—	3, 800	17	14	4	5, 800	29	24	13
1, 900	6	5	—	3, 900	18	14	4	5, 900	30	24	13
2, 000	6	5	—	4, 000	18	15	5	6, 000	30	24	14
2, 100	7	6	—	4, 100	19	15	5	6, 500	33	26	15
2, 200	8	6	—	4, 200	20	16	6	7, 000	35	28	16
2, 300	8	7	—	4, 300	20	16	6	7, 500	38	30	17
2, 400	9	7	—	4, 400	21	17	7	8, 000	40	32	18
2, 500	9	8	—	4, 500	21	17	7	8, 500	43	34	19
2, 600	10	8	—	4, 600	22	18	8	9, 000	45	36	20
2, 700	11	9	—	4, 700	23	18	8	9, 500	48	38	22
2, 800	11	9	—	4, 800	23	19	8	10, 000	50	40	23
2, 900	12	10	—	4, 900	24	19	9	15, 000	75※	60	34

※事務所の大規模補正は考慮なし

条 例 に よ る 付 置 台 数 の 早 見 表 （ 周 辺 地 区 ）

延床面積 (㎡)	特定用途 (100%) 付置台数	非特定用途 (100%) 付置台数	延床面積 (㎡)	特定用途 (100%) 付置台数	非特定用途 (100%) 付置台数	延床面積 (㎡)	特定用途 (100%) 付置台数	非特定用途 (100%) 付置台数
1, 000	—	—	3, 000	0	—	5, 000	16	—
1, 100	—	—	3, 100	1	—	5, 100	17	—
1, 200	—	—	3, 200	2	—	5, 200	18	—
1, 300	—	—	3, 300	3	—	5, 300	19	—
1, 400	—	—	3, 400	4	—	5, 400	20	—
1, 500	—	—	3, 500	4	—	5, 500	20	—
1, 600	—	—	3, 600	5	—	5, 600	21	—
1, 700	—	—	3, 700	6	—	5, 700	22	—
1, 800	—	—	3, 800	7	—	5, 800	23	—
1, 900	—	—	3, 900	8	—	5, 900	24	—
2, 000	—	—	4, 000	8	—	6, 000	24	—
2, 100	—	—	4, 100	9	—	6, 500	26	—
2, 200	—	—	4, 200	10	—	7, 000	28	—
2, 300	—	—	4, 300	11	—	7, 500	30	—
2, 400	—	—	4, 400	12	—	8, 000	32	—
2, 500	—	—	4, 500	12	—	8, 500	34	—
2, 600	—	—	4, 600	13	—	9, 000	36	—
2, 700	—	—	4, 700	14	—	9, 500	38	—
2, 800	—	—	4, 800	15	—	10, 000	40	—
2, 900	—	—	4, 900	16	—	15, 000	60	—

付 置 義 務 台 数 計 算 書 (新 規 用)

	延べ面積及び 換算面積 (A) 合計面積		付置義務台数 (D)	
特 定 用 途 A (百貨店その他店 舗、事務所の用途)	() m ²	() m ²	() m ²	(#VALUE!) 台
特 定 用 途 B (A以外の特定用 途)	() m ²	() m ²	() m ²	(#VALUE!) 台
非特定用途(部分)	() m ²	() m ²	() m ²	(#VALUE!) 台
混 合 用 途 (特定用途Aと混合)	①(2000) m ² ②(2000) m ² 計(4000) m ²	④() m ² ⑦() m ²	⑥() m ² ③() m ²	(12) 台
混 合 用 途 (特定用途Bと混合)	①() m ² ②() m ² 計() m ²	④() m ² ⑦() m ²	⑥() m ² ③() m ²	() 台
周 辺 地 域	特定(2000) m ² 非特() m ² 計() m ²	⑩(2000) m ² ⑩() m ²	⑩(2000) m ² ⑩() m ²	(8) 台

【手順1】
建築物の用途に合わせて、該当するパターン(列)を選択。
(特定用途A or 非特定用途 or ...)

青色セルに当該建築物の延べ床面積を入力。
(駐車施設に係る部分の床面積を除く)

【手順2】
付置義務条例の規定に基づき必要駐車台数が算定される。
※補正式の適用とならない場合は、非表示となる。

補正式の適用にならない場合は、この数値を適用

○ 附置義務及び附置台数内訳表

付 置 台 数 内 訳		付 置 義 務 台 数 (D)	
車 椅 子 タイプ	3.5m×6.0m以上	(付置義務台数がある場合最低1台)	0 台
普 通 タイプ	2.5m×6.0m以上	(付置義務台数の0.3)	0 台
一 般 タイプ	2.3m×5.0m以上		0 台
そ の 他			0 台
合 計			0 台

【手順3】
車椅子タイプ(3.5m×6.0m)の台数を入力。
(最低1台以上必要)

【手順4】
手順2で算定された台数を「合計」に入力することで、
駐車マスのタイプごとに必要な台数が表示。

- <計算式における小数点の取扱い>
- (1) 補正率を用いない場合は、**小数点以下を切上げた数値**が附置台数(⑥、⑦、⑧、⑩)
- (2) 補正率を用いる場合
- ⑥、⑦、⑧、⑩は**小数点第1位までとし、以下は切り捨て**。
 - 補正率による附置台数計算式で得られた数値は**小数点第2位までとし、以下は切り捨て**。
 - 付置義務台数(D)は、**小数点切上げ**。

* 1. 延べ床面積が次の場合付置義務なし

- (1) 特定用途のみの場合 ① < 1,000m²
- (2) 非特定用途のみの場合 ④ < 1,000m²
- (3) 混合用途の場合 ⑤ < 1,000m²
- (4) 周辺地域の場合 ⑩ < 3,000m²

* 2. 延べ床面積が次の場合補正計算式による

- (1) 特定用途のみの場合 ① < 6,000m²
- (2) 非特定用途のみの場合 ② < 6,000m²
- (3) 混合用途の場合 ③ < 6,000m²
- (4) 周辺地域の場合 ⑨ < 6,000m²

* 3. 延べ床面積が10,000m²を超える大規模事務所については特例規定あり

* 4. 建築物の敷地が適用地域の内外及び商業地区、周辺地区にまたがる場合、
最も大きな部分に属する地区に建築物があるとみなす。

特 定 用 途

劇場、映画館、演劇場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫及び工場

【参考】
付置義務条例の対象面積や補正式の適用など算定にあたっての
注意事項を記載

付 置 義 務 台 数 計 算 書 (新 規 用)

	延べ面積及び 換算面積 (A) 合計面積	付 置 台 数 (B)	補 正 による 附 置 台 数 計 算 式 (C) { 補 正 率 }	付置義務台数 (D)
特 定 用 途 A (百貨店その他店 舗、事務所の用途)	① () m ²	⑥ $\frac{①}{200} = ()$ 台	⑥ () 台 $\times \left\{ 1 - \frac{1000 \times (6000 - () ① m^2)}{6000 \times ① () m^2 - 1000 \times () ① m^2} \right\} =$	(#VALUE!) 台
特 定 用 途 B (A以外の特定用 途)	① () m ²	⑥ $\frac{①}{250} = ()$ 台	⑥ () 台 $\times \left\{ 1 - \frac{1000 \times (6000 - () ① m^2)}{6000 \times ① () m^2 - 1000 \times () ① m^2} \right\} =$	(#VALUE!) 台
非特定用途(部分)	② () m ²	④ $\frac{1}{3} = ()$ m ² ⑦ $\frac{②}{450} = ()$ 台	⑦ () 台 $\times \left\{ 1 - \frac{1000 \times (6000 - () ② m^2)}{6000 \times ④ () m^2 - 1000 \times () ② m^2} \right\} =$	(#VALUE!) 台
混 合 用 途 (特定用途Aと混合)	①() m ² ②() m ² ③ ①+② 計() m ²	⑤ ①+②/3 = () m ² ⑥ () 台 + () 台 = () 台	⑧ () 台 $\times \left\{ 1 - \frac{1000 \times (6000 - () ③ m^2)}{6000 \times ⑤ () m^2 - 1000 \times () ③ m^2} \right\} =$	() 台
混 合 用 途 (特定用途Bと混合)	①() m ² ②() m ² ③ ①+② 計() m ²	⑤ ①+②/3 = () m ² ⑥ () 台 + () 台 = () 台	⑧ () 台 $\times \left\{ 1 - \frac{1000 \times (6000 - () ③ m^2)}{6000 \times ⑤ () m^2 - 1000 \times () ③ m^2} \right\} =$	() 台
周 辺 地 域	特定() m ² 非特() m ² ⑨ 計(0) m ² 特定+非特定延べ床面積	⑩ () m ² ⑪ $\frac{⑩}{250} = ()$ 台	⑪ () 台 $\times \left\{ 1 - \frac{6000 - ⑩ () m^2}{⑩ () m^2} \right\} =$	(#VALUE!) 台

○ 附 置 義 務 及 び 附 置 台 数 内 訳 表

付 置 台 数 内 訳	付 置 義 務 台 数 (D)	付置義務以外の設置台数	合 計
車 椅 子 タイ プ 3.5m×6.0m以上	1 台 (付置義務台数がある場合最低1台)	台	1 台
普 通 タイ プ 2.5m×6.0m以上	0 台 (付置義務台数の0.3倍以上の台数-車椅子タイプ1台)	台	0 台
一 般 タイ プ 2.3m×5.0m以上	-1 台	台	-1 台
そ の 他	0 台	台	0 台
合 計	台	0 台	0 台

- <計算式における小数点の取扱い>
 (1)補正率を用いない場合は、**小数点以下を切上げた数値**が附置台数(⑥、⑦、⑧、⑪)
 (2)補正率を用いる場合
 1. ⑥、⑦、⑧、⑪は**小数点第1位までとし、以下は切り捨て。**
 2. 補正率による附置台数計算式で得られた数値は**小数点第2位までとし、以下は切り捨て。**
 3. 付置義務台数(D)は、**小数点切上げ。**

* 1. 延べ床面積が次の場合付置義務なし

- (1) 特定用途のみの場合 ① < 1,000m²
 (2) 非特定用途のみの場合 ④ < 1,000m²
 (3) 混合用途の場合 ⑤ < 1,000m²
 (4) 周辺地域の場合 ⑩ < 3,000m²

* 2. 延べ床面積が次の場合補正計算式による

- (1) 特定用途のみの場合 ① < 6,000m²
 (2) 非特定用途のみの場合 ② < 6,000m²
 (3) 混合用途の場合 ③ < 6,000m²
 (4) 周辺地域の場合 ⑨ < 6,000m²

* 3 延べ床面積が10,000m²を超える大規模事務所については特例規定あり

* 4 建築物の敷地が適用地域の内外及び商業地区、周辺地区にまたがる場合、最も大きな部分に属する地区に建築物があるとみなす。

特 定 用 途

劇場、映画館、演劇場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫及び工場

非 特 定 用 途

学校、集合住宅 等